

山梨県公報

第六十八号

令和二年

一月三十日

- 一 指定する区域 莢崎市三ツ澤字西坊来石六百五十番の一部
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふつ素及びその化合物

山梨県告示第十七号

- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 一三
○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除 一三
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 一三
○保安林の指定の予定 一四
○道路の区域変更(二件) 一四
○道路の供用開始 一四
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 一五
○建築基準法に基づく道路位置指定 一五
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件) 一五
○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定(二件) 一六
○都市計画の変更図書の縦覧(二件) 一六
○土地区画整理事業の換地処分 一七

令和二年一月三十日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 指定を解除する区域 甲斐市中下条字東河原二千番十一及び二千番十二の各一部
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 ふつ素及びその化合物
三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置なし(土壤汚染対策法施行規則第三条第一項の規定による土壤汚染状況調査を実施した結果、土壤汚染対策法施行規則第三条の二第一号の規定による基準不適合土壤が存在するおそれがない土地と認められた。)

山梨県告示第十八号

土地が特定有害物質によつて汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として令和元年山梨県告示第五十一号により指定

した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十二条第二項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月三十日

山梨県告示第十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十二条第一項の規定により、土地が特定有害物質によつて汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月三十日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 指定を解除する区域 甲斐市中下条字東河原二千番一及び二千番十一の各一部並びに二千番十の全部
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十二条第一項及び第二項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置なし(土壤汚染対策法施行規則第三条第一項の規定による土壤汚染状況調査を実施した結果、土壤汚染対策